

## 若手社会人ライフデザイン形成支援・男性家事育児参画促進事業業務委託仕様書

### 1 業務名

若手社会人ライフデザイン形成支援・男性家事育児参画促進事業

### 2 期 間

契約締結の日から令和8年2月13日（金）まで

### 3 事業目的

働く若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を習得するセミナーを開催するとともに、夫婦で家事・育児をシェアするために必要な知識等を習得するワークショップを開催することにより、若手社会人の家庭観の醸成、男性の家事・育児への参画を促進することを目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) 「若手社会人向けライフデザインセミナー（仮称）」の企画・実施

結婚観・家庭観の醸成や結婚に向けた行動を喚起するため、若手社会人を対象としたライフデザインセミナーを企画・設計・実施すること。

<概要>

#### ①対 象

県内在住の入社1～3年目を中心とした若手社会人 100名程度（オンデマンド配信含む）

※概ね30歳未満の社会人を想定

#### ②開催時期

令和7年9月頃

#### ③開催方法

対面開催

※より多くの若手社会人が参加できるような開催方法を提案すること。

#### ④内 容

(ア) 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供することにより、仕事や結婚、子育て等のライフイベントに対する不安を払拭し、若手社会人が自身の将来について前向きに考える機会を提供する内容となる講演を行うこと。

また、若手社会人がキャリア設計とあわせて前向きにライフデザインを描くことにより、仕事に対するモチベーションの向上や離職率の低下が期待されるなど、企業等にとってもメリットが期待できるものとする。

(イ) 上記（ア）に参加した若手社会人が企業等の枠を超えて交流する機会（交流会）を提供すること。

交流会において飲食を提供するなど、参加者が気軽に意見交換できるものとする。

※より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容でも可とするが、予め県と協議すること。

※結婚、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることから、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

※交流会については、やまがたハッピーサポートセンターとの共催により開催すること。

この場合、交流会の会場使用料や飲食に要する経費等の一部は、やまがたハッピーサポートセンターが負担することとし、104千円を上限に見込むこと。

※交流会における飲食代等の自己負担については、参加者から参加費を徴収することを可能とすること。

#### ⑤講師の選定

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを描くために必要となる知識・情報に対し、深い知見を有する者を1名提案すること。

※自身のライフデザイン形成に興味のない若手社会人が参加したくなるような魅力ある講師を選定すること。

#### ⑥参加者確保のための広報

・周知用チラシを作成・発送すること。(A4版、フルカラー、2000部)  
なお、送付先は、県と協議の上決定すること。

・チラシによる周知に加え、フリーペーパーやSNS等を活用した効果的な広報を実施すること。

・ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等に対して、従業員の積極的な参加を働きかけること。

※周知にあたっては、やまがたハッピーサポートセンター(結婚支援コンシェルジュ)も協力するものとする。

#### ⑦参加者に対するアンケートの実施

セミナー終了後、参加者に対するアンケートを実施することとし、アンケートの内容は、予め県と協議の上決定すること。

#### ⑧講演のオンデマンド配信の実施

講演の様子は、申込者限定で、一定期間オンデマンド配信を行うこと。

#### ⑨レポートの納入

講演で使用したテキスト、グループワークで出された意見等及び参加者に対するアンケートの集計結果等をまとめたレポート(PDF形式)を納入すること。

なお、当該レポートは、山形県ホームページにおいて県が公開する。

### (2) 「家事・育児シェアワークショップ(仮称)」の企画・実施

男性の家事・育児への参画を促進するため、男女が共に家事・育児を行う重要性についての理解を促進し、夫婦間における家事・育児シェアを促進するためのワークショップ(「家事・育児シェアワークショップ(仮称)」)を企画・設計・実施すること。

<概要>

#### ①対象

県内在住の夫婦、結婚・出産を予定しているカップル等50名程度

※夫婦・カップルでの参加を原則とする

#### ②実施時期

令和7年10月頃の土曜日又は日曜日

#### ③開催方法及び開催場所

対面開催(山形市内)

※参加者の希望に応じて無料の託児サービスを提供する等子育て家庭も参加しやすい環境づくりに努めることとし、より多くの夫婦・カップルが参加できるような開催方法を提案すること。

#### ④内容

男女が共に家事・育児を行う重要性や夫婦間の円滑なコミュニケーションを促進する内容とする講話の他、ワークシートを活用し、各家庭における家事を「見える化」する等実践的なワークショップを行うことにより、参加者自身が各家庭に合った家事・育児シェアの形を考えるきっかけとなる内容とする。

※より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容でも可とするが、予め県と協議すること。

⑤講師の選定

男性の家事・育児の参画促進を目的とした事業趣旨を踏まえ、当事者である男性がより自分事として実感できるよう、講師は、原則として自身も家庭内で家事・育児シェアを実践している男性とし、家事・育児シェアに関する講演・ワークショップ等の実施経験のある有識者1名を選定すること。

⑥参加者確保のための広報等

- ・周知用チラシを作成・発送すること。(A4版、フルカラー、2000部)  
なお、送付先は、県と協議の上決定すること。
- ・チラシによる周知に加え、フリーペーパーやSNS等を活用した効果的な広報を実施すること。
- ・県内の子育て中の父親等で構成される関係団体へ働きかけや連携を行う等により、多くの参加者が得られるような工夫を行うこと。

⑦参加者に対するアンケートの実施

ワークショップ終了後、参加者に対するアンケートを実施することとし、アンケートの内容は、予め県と協議の上決定すること。

⑧オンデマンド配信の実施

ワークショップの様子は、講話部分を中心に編集の上、申込者限定で一定期間オンデマンド配信を行うこと。

⑨レポートの納入

ワークショップで使用した資料や講話の要点、参加者に対するアンケートの集計結果等をまとめたレポート(PDF形式)を納入すること。

なお、当該レポートは、後日「やまがた子育て応援サイト」の男性の家事・育児参画を促進するコンテンツにおいて県が公開する。

## 5 業務完了報告書の作成

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、セミナーの参加(申込)状況、実施状況、実施成果等を含むこと。また、事業の実施にあたっては、下記の重要業績評価指標(KPI)の達成を目標とし、事業効果測定として、本業務の効果を検証の上、今後の事業展開の方向性について分析を加えた報告を併せて添付すること。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	目標値
「若手社会人向けライフデザインセミナー(仮称)」の企画・実施	
セミナーの参加者数(オンデマンド配信含む)	100人
セミナー参加者のうち、セミナーの内容が有意義だったと回答した割合(満足度)	80%
セミナー参加者のうち、結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合	80%
「家事・育児シェアワークショップ(仮称)」の企画・実施	
ワークショップの参加者数	50人
オンデマンド配信視聴者数	50人
ワークショップ参加者・オンデマンド配信視聴者(以下、ワークショップ参加者等という)のうち、内容が有意義だったと回答した者の割合(満足度)	80%

ワークショップ参加者等のうち、家事・育児の男女共同参画の必要性を感じたと回答した者の割合	90%
ワークショップ参加者等のうち、新たに取り組むべき家事・育児について気づきが得られたと回答した者の割合	90%

## 6 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、契約額の範囲内で内容を変更することがある。
- (6) 本事業は、「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区分し、さらに、「若手社会人向けライフデザインセミナー（仮称）」、「家事・育児シェアワークショップ（仮称）」それぞれについても区分したうえで、委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の用途を明らかにしておくこと。
- (7) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (8) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。